

なかべ  
平成28年度 中部奨学会奨学生募集要項

中部奨学会では、以下の募集要領により、平成28年度奨学生を募集します。

1. 応募資格

大学学部・大学院に在籍する学生（学年は問わない）で人物・学業ともに特に優れ、健康にして経済的理由により著しく修学が困難な者

2. 募集人員	支給生	大学院後期課程	6名
	貸与生	大学院博士前期課程	5名
		大学（含短大）	10名

3. 募集期間

平成28年4月1日（金）より5月10日（火）まで

4. 奨学金の額（月額）

大学院後期課程	50,000円
大学院前期課程	60,000円
大学（含短大）	35,000円

5. 奨学金の貸与・支給の期間

平成28年4月から、在学における最短修業年限の終期まで

6. 提出書類

①奨学生願書

②奨学生推薦調書（学長等の推薦書）

③成績証明書（1年生は出身学校あるいは出身課程の成績証明書を、在学学生/2年生以上は在籍する大学あるいは課程の成績証明書をご用意ください。）

④平成27年分の収入に関する証明書類（源泉徴収票又は確定申告書(写し可)）

7. 書類提出期限

平成28年5月10日（火）当日消印有効

8. 採用者決定および通知

平成28年6月下旬までに選考委員会にて採用を決定し、応募大学に採否を通知します。

9. 貸与金返済方法など

奨学金（貸与金）の返還は、貸与終了1年後から15年以内に完済いただきます。支給生については返還の必要はありません。

10. その他

当会奨学規程による。

11. 募集事務取扱いの場所

「公益財団法人中部奨学会 事務局」

〒243-0292 神奈川県厚木市下荻野1030番地 神奈川工科大学 総務課内

担当 小川・山口 (TEL:046-241-1214 FAX:046-241-6828)

## 奨学生願書・推薦調書記入上の注意

### 〈願書について〉

1. 奨学金貸与月額・支給月額・期間も必ず記入して下さい。
2. 年を記入する場合は「西暦」（2016年等）で表記してください。
3. 家計及び家族の状況欄

#### ◇主たる家計支持者

2015（平成27）年分源泉徴票・確定申告書で確認の上記入し、源泉徴収票・確定申告書は添付（コピー可）してください。

#### ◇本人及家族

本人を含む就学者があるときは、通学種別も必ず記入してください。

主たる家計支持者の他に収入のある人がいる場合は、職業・勤務先名・年収・所得金額も記入してください。

### 4. 参考事項欄

#### 最近一ヶ月当たり平均学費

収入と支出の合計額が同額になるようにして下さい。

先に支出を出してから、収入欄に書き込んでください。

5. 本人及び連帯保証人は、各自がそれぞれ署名捺印をし、印鑑は別々の物を使用してください。

### 〈推薦調書について〉

在学する学校・大学等で記入押印してください。

新入生については出身学校の成績証明書・在学生については在学学校の成績証明書が必要です。

新入生に関する推薦所見は、「成績証明書の通り奨学生として適当と認め推薦します。」と記入いただければ結構です。

# 奨 学 生 願 書

支給生（大学院博士後期課程）用

本人	フリガナ		性別 男・女	奨学金支給月額		円			
	氏名			支給期間		始期 年 月 終期 年 月			
	生年月日 西暦 年 月 日生（満 歳）		〒		本籍地				
	現住所 TEL: E-mail:		〒		大学大学院 研究科 専攻 年		入 学 年 月 修了予定 年 月		
家族住所	フリガナ		〒		TEL				
	他奨学金		※受けていない・申請中・受けている 名称		月額		円（給付、貸付）		
		※複数ある場合にはすべてご記入ください							
同一生計の家族	就学者 主たる家計支持者を除く	続柄	氏名	年齢	職業の種別該当事項に○ 勤務先名	収入・売り上げ金額	所得金額 (税抜き)	※同・別居	
		父		才	※給与・事業・その他				万円
		母		才	※給与・事業・その他	万円	万円	同・別	
		父・母が死亡・生別の場合はその年月（ 年 月）							
		主たる家計支持者が無職（失業）の場合はその年月（ 年 月）理由（ ）							
	（本人を除く）就学者	続柄	氏名	設置者	就学者種別		※通学別		
				国公・私立	小・中・高・高専・専門・大学		自宅・自宅外		
				国公・私立	小・中・高・高専・専門・大学		自宅・自宅外		
				国公・私立	小・中・高・高専・専門・大学		自宅・自宅外		
				国公・私立	小・中・高・高専・専門・大学		自宅・自宅外		

※欄は該当する事項に○をしてください

奨学会 使用欄	決定番号		支給月額		支給期間	
			円		年 月～ 年 月	

参 考 事 項	奨学金を希望する理由				
	本人の履歴	年 月 日	高校卒業		
		年 月 日	大学入学		
		年 月 日	大学卒業		
		年 月 日	大学院博士前期課程入学		
		年 月 日	大学院博士前期課程修了		
		年 月 日	大学院博士後期課程入学		
	一ヶ月当たり (収入⇕支出) の平均学費	収入		支出	
		家庭から	円	生活費	円
		アルバイト等から	円	交通費	円
奨学資金から		円	学校納付金	円	
その他から		円	書籍・学用品	円	
		円	その他	円	
計		円	計	円	
注意 新入生は入学後の1ヶ月当たりの見込みを記入すること					
<p>以上の記載事項に相違ありません。万一記載事項に相違がありました場合、奨学生の採用を取り消されても依存ありません。</p> <p>また貴会の奨学生として奨学金の支給を受けることになった場合は、中部奨学会規程を守り、奨学生としての責務を果たすことを連帯保証人連署のうえ、誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>公益財団法人 中部奨学会理事長 殿</p>					
本 人	氏名	住所		印	
		〒 - 電話 ( )			
(自署押印) 連帯保証人	氏名	住所		印	
		〒 - 電話 ( )			
本人との関係：父・母・兄弟( )		(生年月日) 西暦 年 月 日			

\*連帯保証人は、父母兄弟またはこれに代わる者であること。

## 中部奨学会推薦調書

氏名											在学 学校	立			大学 高校	制	部 科	年
出身学校の成績	教科																	成績 平均値
	年																	
	年																	
在学学校の成績	教科																	成績 平均値
	年																	
	年																	
推薦所見 〔 学力 人物 家庭状況 〕																		
参考事項																		
<p>上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。</p> <p>年        月        日</p> <p style="text-align: center;">学校長(学長)</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 中部奨学会理事長 殿</p>																		
※判 定																		

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は記入しないでください。
- (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
- (3) 「出身学校の成績」及び「在学学校の成績」の欄については、成績証明書の添付でも差し支えありません  
1年生は「出身学校の成績証明書」、在学学生は「在学学校の成績証明書」となります。

# 家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	_____学群 _____学類 _____年次									
	学籍番号	_____			性別	男・女	現住所	〒 _____ TEL ( _____ )			
	フリガナ	_____									
	氏 名	_____					家族住所	〒 _____ TEL ( _____ )			
家 族 及 び 所 得	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職期間	勤 務 先 名 称	給与所得の収入金額 (税込)	給与所得以外の所得金額			
	就学者を除く家族	父				年		万円	万円		
		母					年	万円	万円		
	父または母 死亡・離別の場合		時期 ( 年 月 )		理由 ( _____ )						
	主たる家計支持者無職等の場合		時期 ( 年 月 )		理由 ( _____ )						
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
	別 居 者 に ○ 印	続柄	氏 名	年齢	学 校 名	設置者別	学校種別	通学別	控 除 額		
就学者		本人			筑波大学	国立		※自 宅 自 宅 外	万円		
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅 外	万円		
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅 外	万円		
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅 外	万円		
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目	控除有無									
	母子・父子世帯	※有・無									
	障害者がある世帯	※有・無		続柄 ( ) 氏名 ( )		手帳番号 ( )		万円			
	その他										
本 人 の 状 況	家庭からの給付	月額 ( 千円 )									
	アルバイト	月額 ( 千円 ) 内容 ( )		認 定							
	奨学金	受給中	月額 ( 千円 ) 団体名 ( )		総収入金額 ① 万円						
		申請中	月額 ( 千円 ) 団体名 ( )		必要経費 ② 万円						
	その他の収入	月額 ( 千円 ) 内容 ( )		特別控除額 ③ 万円							
				総所得金額 ④=①-②-③ 万円							
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数	人
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤	万円
	修得科目数・単位数									家計充足率	⑥=④÷⑤×100

- (注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。  
(父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。  
(父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者のある世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあっては出身学校の成績を記入し、成績証明書を添付すること。  
2年次以上の者にあっては、前年度までの成績を記入すること。

# 公益財団法人中部奨学会奨学規程

## (奨学生の資格)

第 1 条 本会が学資を支給又は貸与する学徒は、高等学校以上に在学し、品行方正、身体強健で下記の条件を有する者でなければならない。

1. 学資を支給する学徒は、学術成績拔群なる者及び別に定める資格を有する大学院（博士課程）に在学する学生とする。
2. 学資を貸与する学徒は、学術優秀にして学資の支弁が困難と認められる高等学校以上に在学する学生とする。

本会から学資の支給又は貸与を受ける学生をそれぞれ奨学支給生又は貸与生（以上を奨学生と総称する）といい、支給又は貸与する学資をそれぞれ奨学支給金又は貸与金（以上を奨学金と総称する）という。

## (奨学金の額)

第 2 条 奨学金の額は次の区別により定めるものとし、本人の希望、家庭の事情などを参酌して決定する。

1. 高等学校又はこれと同程度の学校の奨学生
  2. 大学、短期大学又はこれと同程度の学校の奨学生
  3. 大学院又はこれと同程度の学校の奨学生
- 奨学金金額については、下記の通りとする。

[貸与] の場合	高等学校奨学生	月額	20,000円
	大学・短期大学奨学生	月額	35,000円
	大学院（修士課程）奨学生	月額	60,000円
[支給] の場合	大学院（博士課程）奨学生	月額	50,000円

但し、特別の事情あるときは理事長が奨学金受給資格審査委員会（以下、審査委員会と略称）の意見を聞いて、各前号に定める奨学金を増額することができる。

2. 国立大学の教育学部若しくは学芸大学の第1年、第2年に在学する者で当該大学の第2年以上の課程を終了又は卒業後直ちに義務教育に従事しようとする奨学生及び、その他第1項各号に準ずる特殊な学校に在学する奨学生に対する奨学金の額については、第1項各号の奨学生に対するそれとの対比において理事長が審査委員会の意見を聞いて公平に定める。

## (支給又は貸与の期間)

第 3 条 奨学金を支給又は貸与する期間は次の区別による。

1. 高等学校、短期大学、大学、大学院又はこれと同程度の学校の奨学生  
正規の就業期間
2. 前条第2項の奨学生  
理事長が審査委員会の意見を聞いて定める期間

(申請手続)

第4条 奨学生志望者は在学学校長の推薦を受け、所定の次の書類を提出して申請しなければならない。

1. 奨学生願書
2. 奨学生推薦調書

奨学生願書には、連帯保証人が連署しなければならない。連帯保証人は、原則として本人の父母、成年者たる兄弟又はこれに代る者とする。

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は審査委員会の選考を経て理事長が決定し、本人に通知する。

(学業成績の届出)

第6条 奨学生は、在学学校長を経て毎学年末学業成績表を提出しなければならない。

(在学中の異動届出)

第7条 奨学生は、次の場合には連帯保証人と連署して、在学学校長を経て直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病その他事故のため届出ることができないときは連帯保証人から届出なければならない。

1. 休学、復学、転学又は退学したとき
2. 本人、連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動のあったとき

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月奨学生に交付する。但し、特別の事情あるときは更に数月分を併せ交付することがある。

第9条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。

奨学生は、何時でも在学学校長を経て奨学金の減額又は辞退を申し出ることが出来る。

(奨学金の休止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規程により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。



(支給又は貸与期間の短縮)

第12条 奨学生の学業成績の状況により、奨学金の支給又は貸与期間を短縮することができる。

(奨学金の停止又は廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金を停止又は廃止する。

1. 傷痕、疾病などのために生業の見込みがないとき
2. 学業成績又は操行が不良となったとき
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき
4. 休学、転学が適当でないとき
5. その他奨学生として適当でないとき

(奨学貸与金の返還)

第14条 奨学貸与金は卒業の月の1年後から15年の期間にその全額を月賦、半年賦、又は年賦で返還しなければならない。

第2条第2項の奨学貸与金の返還方法は、理事長が審査委員会の意見を聞いて別に指示する。

第15条 奨学貸与生が次の各号の一に該当したときは、その月の1年後から前条に準じて奨学貸与金を返還しなければならない。

1. 退学
2. 奨学貸与金の辞退
3. 奨学貸与金の廃止

奨学貸与生が死亡したとき、その他特別の事情あるときは、別段の返還方法を指示する。

(借用証書)

第16条 奨学貸与生が卒業し又は前条の各号の一に該当したときは、連帯保証人と連署して、在学学校長を経て、所定の借用証書を提出しなければならない。

連帯保証人は独立の生計を営む者でなければならない。

(卒業後の異動届)

第17条 奨学貸与生であった者は、奨学貸与金返還完了前に本人、連帯保証人の身分、住所、職業、その他重要な事項に異動があったときは直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病などのため届出ることができないときは、連帯保証人又は家族が届出なければならない。

(返還猶予)

第18条 奨学貸与生であった者が、疾病その他正当な事由のために奨学貸与金の返還が困難になった場合は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

第19条 奨学金の返還猶予の願出があったとき及び第2条第2項に規程する奨学貸与生に対しては、実状に応じ理事長が審査委員会の意見を聞いて、返還の猶予期間を指示する。

(延滞利息)

第20条 正当と認められる事由がなくて奨学貸与金の返還を遅延したときは、日歩3銭の延滞利息を徴収する。

(死亡の届出)

第21条 奨学貸与生が死亡したときは、連帯保証人は死亡診断書、及び奨学金借用証書を添え在学学校長を経て、直ちに届出なければならない。

奨学貸与生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は遺族は戸籍抄本を添えて、直ちに届出なければならない。

(返還免除)

第22条 奨学貸与生又は貸与生であった者が奨学金返還完了前に死亡し、又は不具もしくは身体の機能に著しい傷害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときはその全部又は一部の返還を免除する。

(返還免除の願出)

第23条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人と連署のうえ、次の各号の書類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

1. 死亡によるときは戸籍抄本、不具廃疾によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書
2. 返還不能の事実を証する書類

(返還免除願出の期限)

第24条 奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。但し、特別の事情があったと認められるときは、更に1年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第25条 奨学金返還免除の願出があったときは、理事長において審査決定し、その結果

を本人、相続人、又は連帯保証人に通知する。

貸与奨学生のうち品行方正、学術優秀顕著にして審査委員会が認める者に対し第13条第1項の規定にかかわらず、返還金の2分の1まで減額することができる。

(実施細目)

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は理事長が決定する。

- 附 則
1. この規程は、平成12年4月1日から実施する。
  2. この規程の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
  3. この規程の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。